

「パーソナルデータの利用・流通に関する研究会」開催要綱

1 背景・目的

ICTの普及発達により、ライフログなど多種多様な大量の情報（いわゆるビッグデータ）がネットワークを通じ流通する社会を迎えている。これにより、新ビジネスの創出、国民の利便性の増大、より安心安全な社会の実現などが期待されている一方、個人に関する大量の情報が集積・利用されることによる個人情報・プライバシー等についての不安も生じている。

また、ICTの普及発達は、クラウドサービスなど国境を越えた情報の流通を極めて容易としており、国際的な調和の取れた、自由な流通とプライバシー保護等の双方を確保する必要性が高まっている。海外でもEUでデータ保護規則案の提案、米国でプライバシー権利章典の公表がなされるなど活発な議論が行われている。

これらを踏まえ、プライバシー保護等に配慮したパーソナルデータ（個人に関する情報）のネットワーク上での利用・流通の促進に向けた方策について検討するため、本研究会を開催することとする。

2 名称

本会合は、「パーソナルデータの利用・流通に関する研究会」（以下「研究会」という。）と称する。

3 主な検討事項

- (1) 適切な流通に向けた、パーソナルデータの取扱いについての基本的な考え方
- (2) 適切な流通に向けた、パーソナルデータの具体的な取扱いの在り方
- (3) 適切な流通に向けた、安心安全なパーソナルデータの取扱いの確保に向けた方策
- (4) その他

4 構成員

別紙1のとおり

5 運営

- (1) 本研究会には、座長を置く。
- (2) 座長は、構成員の互選により定めることとし、座長代理は座長が指名する。
- (3) 座長は、本研究会を招集し、主宰する。
- (4) 座長代理は、座長を補佐し、座長不在のときには、その職務を代行する。
- (5) 座長は、必要に応じ、関係者等の出席を求め、意見を聞くことができる。
- (6) 座長は、上記の他、本会の運営に必要な事項を定める。
- (7) 本研究会の会議の公開、資料及び議事要旨の取扱いについては、別紙2の通りとする。

6 庶務

本研究会の庶務は、情報流通行政局情報流通振興課情報セキュリティ対策室が行う。

7 開催期間

平成24年11月から平成25年7月までを目途とする。

「パーソナルデータの利用・流通に関する研究会」構成員名簿

(敬称略、五十音順)

いとゐ まさはる
糸井 雅晴

日本アイ・ビー・エム株式会社GTS事業セキュリティ・サービス事業部 理事

いわした なおゆき
岩下 直行

株式会社日立製作所スマート情報システム統括本部担当本部長

おかむら ひさみち
岡村 久道

国立情報学研究所客員教授・弁護士

おくや しげる
奥屋 滋

日本電気株式会社キャリアサービス事業本部副事業本部長

きくち きみお
菊池 公男

富士通株式会社経営戦略室新規ビジネス開発室シニアディレクター

くわこ ひろゆき
桑子 博行

一般財団法人日本データ通信協会電気通信個人情報保護推進センター業務企画委員長

ごとう しょうじ
後藤 省二

三鷹市企画部地域情報化担当部長

しんぼ ふみお
新保 史生

慶應義塾大学総合政策学部准教授

すがや みお
菅谷 実

慶應義塾大学メディア・コミュニケーション研究所教授

せき さとし
関 聡司

楽天株式会社執行役員渉外室室長

そがべ まさひろ
曾我部 真裕

京都大学大学院法学研究科准教授

たかはし かつみ
高橋 克巳

日本電信電話株式会社NTTセキュアプラットフォーム研究所情報セキュリティプロジェクトマネージャー

つじい しげお
辻井 重男

中央大学研究開発機構教授

とみざわ たかあき
富沢 高明

日本マイクロソフト株式会社法務・政策企画統括本部政策企画本部技術政策部長

なかお こうじ
中尾 康二

独立行政法人情報通信研究機構ネットワークセキュリティ研究所主管研究員

ながた みき
長田 三紀

全国地域婦人団体連絡協議会事務局次長

におり しんご
新居 眞吾

KDDI株式会社新規ビジネス推進本部ビジネス統括部長

べつしよ なおや
別所 直哉

ヤフー株式会社執行役員政策企画本部長

ほりべ まさお
堀部 政男

一橋大学名誉教授

やすおか ひろみち
安岡 寛道

株式会社野村総合研究所コンサルティング事業本部ICT・メディア産業コンサルティング部上級コンサルタント

よしかわ なおひろ
吉川 尚宏

A.T.カーニー株式会社プリンシパル

よしだ かずお
吉田 一雄

一般社団法人日本経済団体連合会産業技術本部主幹

オブザーバー

いたくら よういちろう
板倉 陽一郎

消費者庁消費者制度課個人情報保護推進室政策企画専門官

みやた ようすけ
宮田 洋輔

経済産業省商務情報政策局情報経済課課長補佐

「パーソナルデータの利用・流通に関する研究会」
の会議の公開、資料及び議事要旨の取扱いについて

1. 会議について

本研究会の会議は、構成員各社の営業秘密やセキュリティ対策情報等を扱うことから、公開することにより、当事者又は第三者の利益を害するおそれがあるため、原則として非公開とする。

ただし、座長が認める場合については、公開とすることができる。

2. 会議で使用した資料について

本研究会の会議で使用した資料については、原則として総務省のホームページに掲載し、公開する。

ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがあるもの、その他座長が必要と認めるものについては、非公開とする。

3. 議事要旨について

本研究会の会議については、原則として、議事要旨を作成し、総務省のホームページに掲載し、公開する。